

気水第114号  
令和3年1月7日

公益社団法人神奈川県環境保全協議会長 殿

神奈川県環境農政局環境部大気水質課長  
( 公 印 省 略 )

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（依頼）

本県の環境行政につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

建築物等の解体・改造・補修工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が令和2年6月5日に公布され、令和3年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令が令和2年10月7日に、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令が令和2年10月15日に、関係告示が令和2年10月7日に公布され、改正法の施行日から施行されることとなりました。

なお、平成29年5月30日付け環水大大発第1705301号 環境省水・大気環境局大気環境課長 通知「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」は改正法の施行日をもって廃止となります。

このたび、令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号より環境省水・大気環境局大気環境課長から別添写しのとおり通知がありましたので、お忙しいところ申し訳ありませんが、貴団体の会員に対し周知をお願いします。

問合せ先

大気環境グループ 森田

電 話 (045)210-4111 (直通)

ファクシミリ (045)210-8846

E-mail [taiki.161@pref.kanagawa.jp](mailto:taiki.161@pref.kanagawa.jp)